

医第 2105 号

令和 3 年 9 月 9 日

公益社団法人神奈川県病院協会 会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長

( 押 印 省 略 )

神奈川県救急医療問題調査会プレホスピタル・二次・三次救急部会救急医療機能評価検討ワーキンググループ委員の推薦について(依頼)

本県の救急医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、救急医療体制の一層の充実を図るため、神奈川県救急医療問題調査会及び各部会を設置し、救急医療問題に係る協議をお願いしております。

その中でも、近年特に県内の三次救急医療体制の質の向上が課題となっていることから、プレホスピタル・二次・三次救急部会の作業部会として、新たに「救急医療機能評価検討ワーキンググループ」を設置し、本県における救急医療機能評価、とりわけ救命救急センターの機能評価方法について検討してまいりたいと考えています。

つきましては、ワーキンググループ委員を選任するにあたり、貴会から御推薦をいただきたく、別紙様式により 9 月 24 日（金）までに御回答くださるようお願いいたします。

- 1 期 間 選任日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 2 会議開催 年 1 回程度(予定)
- 3 添付資料
  - (1) 救急医療機能評価検討ワーキンググループについて
  - (2) 救急医療機能評価検討ワーキンググループ設置要領(案)
  - (3) 回答票

## 救命救急センターにおける医療機能評価（ピアレビュー）について

### 1 目的

- ・本県ではこれまで二次保健医療圏に1つ以上の救命救急センターの整備を目標としてきたが、平成29年度をもってその目標を達したことを受け、令和2年3月に救命救急センター指定方針を改正した。
- ・改正後の指定方針では、「既存の救命救急センターにおいても、国の指針等を踏まえ、引き続き、質の高い救急医療の提供を図る」とされており、今後県内の三次救急医療の提供機能を更に高めるため、令和元年度神奈川県救急医療問題調査会において、「救命救急センターにおけるピアレビューの導入の検討」が指示されていたところ。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施できず）
- ・現時点で救命救急センターの三次救急医療提供機能を確認する手段は厚生労働省が実施している自己評価方式の充実段階評価しかないことから、充実段階評価をベースとした機能評価（ピアレビュー）の導入を検討する。

### 2 救急医療機能評価検討ワーキンググループについて

#### (1) ワーキンググループの設立

ピアレビューの導入検討にあたり、救急医療問題調査会プレホスピタル・二次・三次救急部会の作業部会として「救急医療機能評価検討ワーキンググループ（WG）」を新たに構成する。WGでは、ピアレビュー実施にあたってのルール策定、サイトビジットの訪問者選定等を行い、実施結果を救急医療問題調査会に報告する。

#### (2) WG委員構成

（別紙委員構成案を参照）

#### (3) 開催予定

11月頃：第1回WG 本県における三次救急医療機能評価のルール策定  
第2回WGにおいてサイトビジットの試行について議論

### 【神奈川県における救命救急センターの指定方針】（令和元年度第2回医療審議会にて承認）

- 1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、アクセス等にも配慮した全県的な地域バランスや地域の医療ニーズ等を考慮し、その適正な配置に努める。
- 2 救命救急センターは、原則として二次保健医療圏に1か所とする。ただし、新たな救命救急センターの指定について地域医療構想調整会議で協議し、その必要性が認められた場合には、複数配置を考慮することとする。
- 3 既存の救命救急センターにおいても、国の指針等を踏まえ、引き続き、質の高い救急医療の提供を図るものとする。
- 4 この指定方針は、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて見直すこととする。

### 【指定方針改正にあたっての付帯意見】

- 1 救急医の確保できることを確認する必要があること。
- 2 他の二次、三次救急医療機関との協力関係が不可欠でありその確認が必要であること。

## 神奈川県救急医療問題調査会プレホスピタルケア・二次・三次救急部会 救急医療機能評価検討ワーキンググループ設置要領（案）

### （設置）

第1条 この要領は、神奈川県救急医療問題調査会プレホスピタルケア・二次・三次救急部会設置要領第6条の規定に基づき、神奈川県救急医療問題調査会プレホスピタルケア・二次・三次救急部会（以下「部会」という。）に救急医療機能評価検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 ワーキンググループは、次の事項を所掌し、検討結果を部会に報告する。

- （1）救急医療機能評価（とくに三次救急の機能評価）に関すること
- （2）その他本会又は部会からの指示事項に関すること

### （構成）

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、部会と同じ期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

### （ワーキンググループリーダー）

第4条 ワーキンググループにはワーキンググループリーダー（以下「グループリーダー」という。）を置く。

- 2 グループリーダーは、委員の互選により定める。
- 3 グループリーダーに事故あるときは、部会長が指名する者がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 ワーキンググループは、部会長又はグループリーダーが招集する。

2 部会長又はグループリーダーは、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### （庶務）

第6条 ワーキンググループの庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

### （委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、グループリーダーが別に定める。

### 付 則

この要領は、令和3年〇月〇日より施行する。

別表（第3条第1項関係）

神奈川県救急医療問題調査会プレホスピタルケア・二次・三次救急部会  
救急医療機能評価検討ワーキンググループ 委員選定案

※氏名は委員確定後五十音順で記載（9名）

番号	推薦先	役職	委員氏名 (順不同・敬称略)
1※	神奈川県医師会	救急担当理事	田村 哲郎
2	神奈川県病院協会	(理事)	-
3	神奈川県看護協会	(理事)	-
4	北里大学医学部	教授	浅利 靖
5	横浜市立大学	救急医学 主任教授	竹内 一郎
6	東海大学医学部	教授	中川 義英
7	聖マリアンナ医科大学	教授	藤谷 茂樹
8	藤沢市民病院	副院長	阿南 英明
9	消防長会	(川崎市救急課担当課長)	

(※はグループリーダーを想定)